

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、栃木県は、以下の地域の飲食店等の皆様に、休業及び営業時間短縮を要請しました。

この要請に応じた事業者に対し、協力金を支給します。

対象期間

- ①【8月20日（金）から新たに御協力いただく皆様】
令和3年8月20日（金）～令和3年9月12日（日）24時までの全24日間
- ②【第4弾協力金から継続して御協力いただく皆様】
令和3年9月1日（水）～令和3年9月12日（日）24時までの全12日間

対象地域

県内全域

対象店舗

- ・通常20時から翌朝5時までの時間帯に営業していた飲食店
- ・通常5時から20時までの時間帯に営業し、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等（休業する場合には限る（酒類・カラオケ設備の提供を取りやめ、営業を継続する場合は協力金の支給対象外））

※通常5時から20時までの時間帯に営業し、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等は、これまで協力金の対象としていませんでしたが、第5弾協力金では、休業する場合に限り対象に追加します。

※通常5時から20時までの時間帯に営業し、酒類及びカラオケ設備のいずれも提供していない店舗は、協力金の支給対象とはなりません。

※カラオケ店もカラオケ設備の提供を取りやめれば対象となります。

※下記の店舗等は営業時間短縮要請の対象とはなりません。

- ・テイクアウト専門店、イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストア、飲食の場を提供しないキッチンカー等
- ・ホテルや旅館において宿泊客のみに飲食を提供する場合
- ・特定の法人等の社員のみで飲食を提供する場合
- ・自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）等

イスやテーブルを自ら又はイベント主催者等が設置することで、飲食の場を提供するキッチンカー等は対象となります。

申請要件

（一部抜粋）

【共通】

- ・酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）を行わないこと。
- ・カラオケ設備の利用を行わないこと。
※これまでは、飲食を主たる業としている店舗に限りカラオケ設備の提供停止を要請していましたが、8月20日以降は飲食を主たる業としているか否かにかかわらず、すべての店舗に対してカラオケ設備の提供停止を要請しています。

【通常20時から翌朝5時までの時間帯に営業していた飲食店】

- ・対象店舗において、通常20時から翌朝5時までの夜間時間帯に営業を行っていた事業者が、対象期間の全期間、5時から20時までの間に営業時間を短縮（休業を含む。）すること。

【通常5時から20時までの時間帯に営業し、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等】

- ・対象店舗において、対象期間の全期間休業すること
（酒類・カラオケ設備の提供を取りやめ、営業を継続することは可能ですが、協力金は支給されません。）

申請要件や申請書類等、詳細については、栃木県ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/5thkyoryokukin.html>

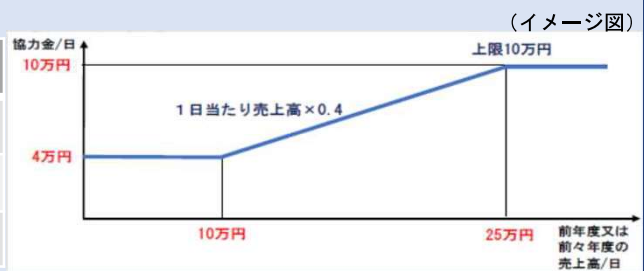


1日当たりの協力金額

○個人事業主・中小企業【売上高方式】

緊急事態措置区域

1日当たりの売上高	1日当たりの協力金額
10万円以下	4.0万円
10万円超～25万円以下	1日当たりの売上高×0.4
25万円超	10万円



○大企業【売上高減少額方式】 ※中小企業等も選択可

- ・ 1日当たりの売上高減少額×0.4
(上限) 20万円

※対象期間①の場合 1日当たりの売上高=前年又は前々年の8月～9月の売上高÷61

対象期間②の場合 1日当たりの売上高=前年又は前々年の9月の売上高÷30

※対象期間①の場合 1日当たりの売上高減少額=(前年又は前々年の8月～9月の売上高-令和3年8月～9月の売上高)÷61

対象期間②の場合 1日当たりの売上高減少額=(前年又は前々年の9月の売上高-令和3年9月の売上高)÷30

※売上高とは、「飲食業の売上高」とし、消費税及び地方消費税を除いた額とします。

申請方法

- 受付期間：令和3年9月1日（水）～令和3年10月31日（日）
ただし、インターネットの受付は9月13日（月）から

○申請方法

① インターネット申請の場合

申請用ポータルサイトを準備中です。

準備ができ次第、栃木県ホームページでご案内します。

② 郵送の場合

申請書類を次の宛先に、簡易書留など追跡ができる方法で郵送してください。

なお、10月31日（日）までの消印有効です。

(宛先) 〒320-0801 栃木県宇都宮市池上町4-1
栃木県協力金受付センター

※切手を貼付の上、差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※感染拡大防止の観点から、対面での申請受付・相談は行いません。

ご不明な点はコールセンターまでお問合せください。

○申請書配布先

- ・ 県庁本館2階県民プラザ及び各県民相談室
- ・ 各市役所・各町役場
- ・ 宇都宮市の地区市民センター・出張所・市民活動センター
- ・ 各商工会議所・商工会及び中小企業団体中央会

※平日は、各窓口の業務時間内での配布となります。

※土日祝日はバンパ出張所で午前10時から午後7時までの配布となります。

お問い合わせ先

栃木県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金コールセンター

(電話番号) 028-651-3707

(受付時間) 午前9時から午後5時まで(土日・祝日も受け付けています。)